

建企技第 260526002 号

令和 8 年 5 月 2 7 日

本社内関係各長 殿  
各地方機関の長 殿

建設企画部長  
(公印省略)

機構工事における週休 2 日の取組方針について (通達)

建設業の働き方改革を推進する観点から、「週休 2 日制モデル工事の試行について」(令和元年 7 月 26 日付け技企 190724003 号通達)及び「週休 2 日制適用工事の試行について」(令和 6 年 12 月 3 日付け建企技第 241129002 号通達)により、技術者及び技能労働者の休日確保に取り組む「週休 2 日制モデル工事」及び「週休 2 日制適用工事」を行ってきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、試行を完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

引き続き、建設業の多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、受注者が週休 2 日や交替制など適切な方法により取り組むことができるよう、受注者から、施工期間・時間等の変更について協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

附 則

- 1 本通達は、令和 8 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事に適用する。
- 2 令和 8 年 5 月 3 1 日までに入札公告を行う工事については、従前の通達によること。  
なお、当該日までに公告された工事には、契約済みのもの及び入札手続中のものを含むものとする。